

## 船舶事故調査報告書

令和4年7月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年2月9日 11時22分ごろ
発生場所	長崎県西海市松島西岸の丸山鼻西方沖 松島港松島防波堤灯台から真方位218° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯32° 56.2′ 東経129° 35.4′）
事故の概要	漁船松栄丸は、南南西進中、また、プレジャーボート友正丸は、船首を南西方に向けて錨泊中、両船が衝突した。 松栄丸は、船首部外板に擦過傷を生じ、また、友正丸は、右舷中央部外板の亀裂等を生じた。
事故調査の経過	令和4年2月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 松栄丸、4.7トン NS3-402453（漁船登録番号）、個人所有 11.06m（Lr）×2.90m×0.88m、FRP ディーゼル機関、176.52kW、昭和58年2月5日 第292-22000号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 友正丸、0.4トン NS3-404954（漁船登録番号）、個人所有 4.97m（Lr）×1.61m×0.63m、FRP ガソリン機関（船外機）、7.30kW、平成8年1月31日 第292-50045号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年6月18日 免許証交付日 平成30年6月7日 （令和5年6月11日まで有効） B 船長B 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年5月20日 免許証交付日 令和2年3月5日 （令和7年4月12日まで有効）

死傷者等	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷中央部外板に亀裂、船外機に濡損（水没）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、刺し網漁の目的で、令和4年2月9日11時10分ごろ西海市松島港釜浦地区の係留場所を出航し、丸山鼻西方沖の漁場に向かった。</p> <p>船長Aは、GPSプロッターを作動し、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛け、約11ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により松島を反時計回りで航行していた。</p> <p>船長Aは、松島北西方沖の転針場所に至った頃、目視で転針方向を確認したが、前路に船舶を認めなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、南南西進を開始した。</p> <p>船長Aは、11時20分ごろ漁場に近づいたので、速力を約7knに減じ、操舵室左舷側に設置された魚群探知機を使って網入れ場所の探索を行いながら航行中、11時22分ごろ船首部に衝撃を感じ、A船がB船に乗り上がって停止し、B船と衝突したことを知った。</p> <p>船長Aは、主機を後進運転とし、A船を後進させてB船から離れ、船長Bのけがの有無を確認した後、携帯電話で海上保安庁に本事故発生の通報を行うとともに自身が所属する漁業協同組合の担当者に同旨の連絡を行った。</p> <p>船長Aは、船長BをA船に移乗させた後、B船をA船の右舷側に横抱きにして西海市瀬戸港に向かった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣りの目的で、08時30分ごろ松島港釜浦地区の係留場所を出航し、丸山鼻西方沖の釣り場に向かい、09時00分ごろ釣り場に到着して船外機を停止し、船首部からアンカーを投入して錨泊を開始した。</p> <p>船長Bは、船首を南西方に向け、後部甲板で船尾方を向き、椅子に腰を掛けて釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、11時15分ごろB船に向かって右舷船尾方から接近して来るA船を視認し、ふだんから釣り場等で釣りの情報を交換する仲である顔見知りの船舶だったので、近くに来れば停船すると思い、釣りをしながら錨泊を続けていたところ、A船が停船せずに接近して来たので、衝突の危険を感じて自身が船尾方に移動した直後、B船の右舷中央部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船、写真3 B船の損傷状況 参照）</p>
その他の事項	船長Aは、南南西進を開始した頃、B船の船体が黄色系であったので海面反射に紛れていて視認することができず、その後は魚群探知機

	<p>を見ることに意識が向いていて、衝突するまで前を見ていなかったの でB船の存在に気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、これまでに船首方の海面反射が眩しいと感じたことが あったものの、サングラスを用意していなかった。</p> <p>船長Aは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Bは、A船が近くに来ればいつもどおり停船するだろうと思っ て見ていたが、早めに船外機を始動してA船を避けようとする意識が あれば、避航できたと思つた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A船は、丸山鼻西方沖を南南西進中、船長Aが、前路に航行の支障 となる他船はいないと思ひ、魚群探知機を使って網入れ場所の探索を 行いながら航行を続けたことから、前路で錨泊中のB船に気付かず、 B船と衝突したものと推定される。</p> <p>船長Aは、南南西進を開始した際、B船の船体が黄色系であり、海 面反射に紛れていて視認することができなかつたことから、前路に航 行の支障となる他船はいないと思ひ、その後は魚群探知機を見ること に意識が向いていたものと考えられる。</p> <p>B船は、丸山鼻西方沖で船首を南西方に向けて錨泊中、船長Bが、 右舷船尾方から接近するA船を認めた際、顔見知りである船長Aが釣 りの情報を聞く目的で接近して来ており、近くに来れば停船すると思 ひ、釣りをしながら錨泊を続けたことから、A船と衝突したものと 推定される。</p> <p>船長Bは、ふだんから釣り場等でA船と出会つた際、釣り情報を交 換していたことから、本事故時も船長Aが釣りの情報を聞く目的で接 近して来ており、近くに来れば停船すると思つたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、丸山鼻西方沖において、A船が南南西進中、B船が船首 を南西方に向けて錨泊中、船長Aが、前路に他船はいないと思ひ、魚 群探知機を使って網入れ場所の探索を行いながら航行を続け、また、 船長Bが、右舷船尾方から接近するA船を認めた際、顔見知りである 船長Aが釣りの情報を聞く目的で接近して来ており、近くに来れば停 船すると思ひ、錨泊を続けたため、両船が衝突したものと推定され る。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、航行中、網入れ場所の探索等に意識を向け過ぎず、常 時、周囲の見張りを適切に行ふこと。</li> </ul>

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、ふだんからサングラスを用意しておき、海面反射により見張りに支障があると感じた場合、前路で停泊中の船舶を見落とすことがないようにサングラスを掛けて操船に当たること。</li><li>・ 船長は、接近する他船を認めた場合、早めにエンジンを始動して衝突を避けるための必要な措置を採ること。</li></ul> |
|--|---|

付図1 事故発生経過概略図

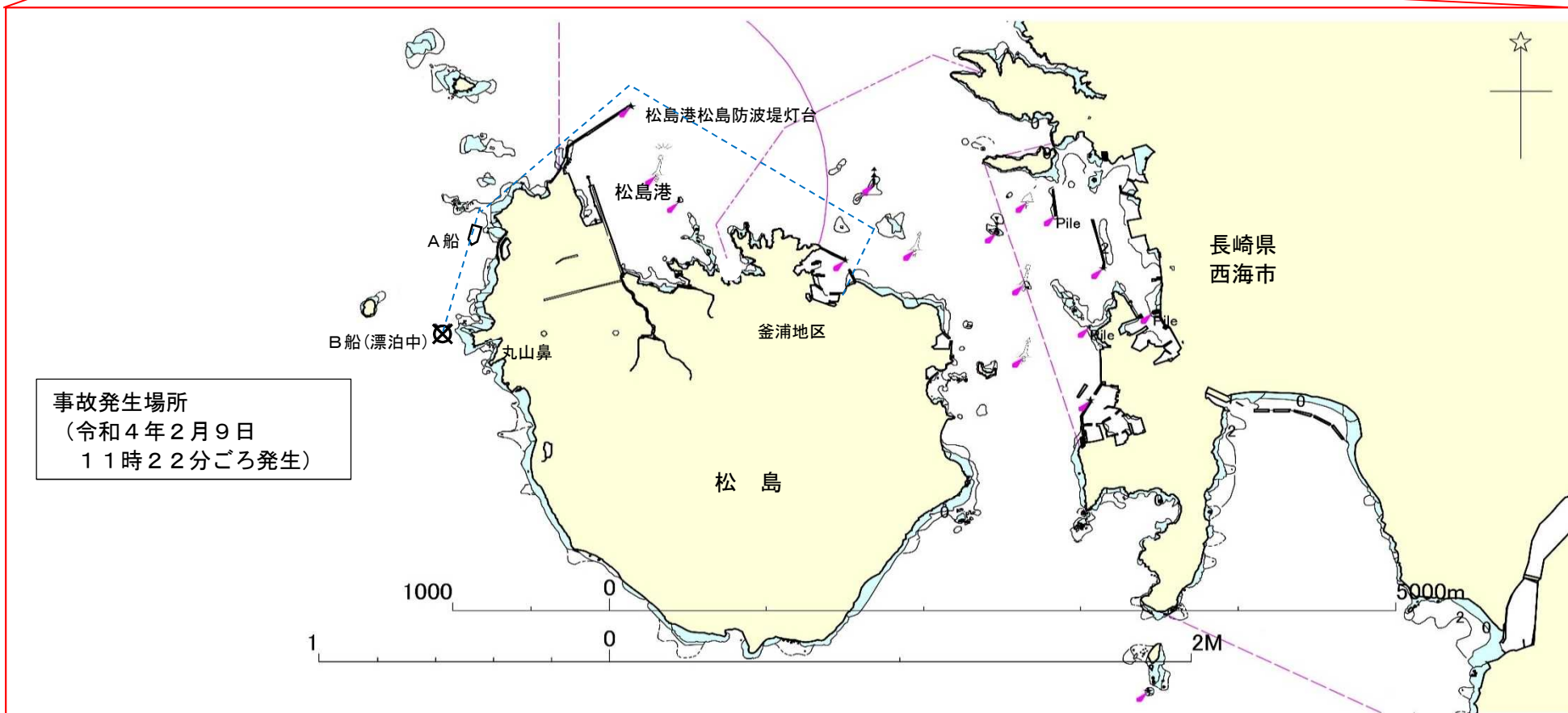


写真1 A船



(写真1 船長A提供)

写真2 B船



写真3 B船の損傷状況



(写真2、写真3  
船長B提供)